

澤 崎 豊 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

山崎副委員長 澤崎委員。あなたの持ち時間は60分であります。

澤崎委員 9月定例会も代表質問を含めて26名の議員が質問に立つ中で、私が25名目となります。いわゆるラス前でございますので、大トリには川島委員が立つということでもありますので、私のほうは淡々と質問通告に従い質問させていただきたいと思っておりますが、しかしながら、得心がいく御答弁を期待するものでございます。

農林水産業の振興について、まずは3問お聞きします。

食料安全保障の観点、視点から本県の持続可能な農業に向けてであります。

10年後の耕作者を確保できていない農地がどれくらいあるのか。農水省は、今月初め、都道府県ごとに調べた調査結果を初めて公表したわけであります。

では、富山県はどうかということでもあります。県内の集落など地域単位で農地の利用方針をまとめた地域計画から分析いたしますと、10年後の耕作者を確保できていない農地が県内でも32.4%となっております。

しかし、実際にはどうなのでしょう。もっと多いのではないかという見方もあるわけでもあります。特に中山間地域が厳しい状況であり、担い手不足が深刻化する中、担い手確保や農地の集約化には、これまで農業と関係のない民間企業の参入が持続可能な農業にとって一つの方策であると思います。

また、ビジネスの成長と社会貢献を両立させるゼブラ企業が全

国的に存在感を高めているということも聞いているわけであり
ます。

そこでお聞きします。民間企業による農業参入について、参入
パターン（形態）などの現状や課題をどのように認識し、今後の
参入促進にどのように取り組んでいかれるのか、津田農林水産部
長に見解をお聞きします。

津田農林水産部長 民間企業の農業参入には、農地を使用しない植
物工場での生産や、企業が既存の農業法人等と契約して収穫物を
買い取るものなど様々な形態がございますが、企業が農地で自ら
生産を行う形態としましては、農地を所有できる農地所有適格法
人と、農地の貸借によるリース法人があり、農地所有適格法人に
つきましては、農地法により法人形態や事業内容、構成員の資格、
業務執行役員の4つの要件を全て満たす必要がございます。

県内では、農地所有適格法人による参入は10、それからリース
法人は22でございまして、全国では、令和6年1月1日と少し古
いですが、前者が1,302、後者が4,544でかなり少ない状況になっ
てございます。

御指摘のとおり、地域計画では、現状として10年後の農地を担
う方が決まっていない面積が約3割となっていることから、新た
な担い手の確保や農地の集約化を進める一つの方策として、企業
が農業参入していくことも本県農業の持続的発展のためには必要
と認識しております。

一方、課題としましては、本県では担い手への農地集積が進ん
でいることから、集約された一定の広さを持つ農地の確保や企業
に貸すことへの受入れ側の理解醸成、それから企業と農地とのマ

ッチング等がございます。また、異業種による参入の場合は、知識や経験の不足、販路確保等も課題と考えております。

このため、受入れ側には県内外の事例を紹介して理解醸成を進めるとともに、企業側には要望がある場合は、品目選択の際の単収などの目安の提示ですとか栽培技術の指導を行うほか、参入に適した農地の紹介も有効と考えております。

県では、現在、デジポックとやまの取組として、デジタル技術を使って参入可能な農地の可視化と企業への情報提供やマッチングできるシステムの実証実験を始めております。

その結果を踏まえ、企業の農業参入を促進してまいりたいと考えております。

澤崎委員 全国で4,544がリース法人、そして法人格を持っている企業が1,302という中で、やはり若干少ないなという印象がございます。ぜひ、全国の多くの好事例を研究していただいて、普及、そして促進に努めていただければいいなと思っております。

続いて、農林水産物の輸出拡大・促進の取組等についてお聞きをしたいと思います。

先月、全国知事会の農林水産物輸出拡大プロジェクトチームリーダーとして、我が新田知事が小泉農林水産大臣に農林水産物の輸出拡大に向けた提言をされたことは誠に誇らしく感じたものであります。

もとより、富山県は、とやま輸出ジャンプアップ計画において、令和2年度の輸出額12億円を最終年度の令和8年度までに120億円にするという、大変意欲的な目標を立てている輸出促進県と思っております。

昨年度も、とやま輸出コミュニティでの活動促進や地域商社の育成、あるいはリーディングプロジェクトの展開、海外でのプロモーションや輸出人材の育成に取り組んでこられ、目標額は必ずや必達するものと確信しているところであります。

そこでお聞きしますが、農林水産物の輸出額目標達成に向け現状の輸出額はどのような進捗状況であり、今後の見通しも含めて輸出促進に向けてどのように取り組むのか、お隣にいらっしゃる佐藤副知事の豊富な人脈を生かしつつどうやってやっていくのか、続いて農林水産部長にお聞きいたします。

津田農林水産部長 令和6年度の輸出実績は、コメ加工品や日本酒、水産加工品等の増加に伴い、前年比3.8億円増の59億円となっておりますが、アジア諸国へのコメなどの輸出減少により伸びが鈍化しているところでございます。

今後の見通しとしましては、米国関税措置の影響や製造コストの上昇などが懸念される一方で、水産物の輸入を解禁した中国への輸出回帰の動きもあることから、取組の充実強化が必要と考えております。

このため、本年度は、本年1月に改定したとやま輸出ジャンプアップ計画に基づき、事業者へ輸出実務の専門家の派遣等を行う伴走支援の強化をはじめ、輸出先の多角化を図るため、中国やシンガポールへの輸出にチャレンジする新たな地域商社の育成、関税措置の影響が懸念されるものの、なお有望な市場である米国で現地の実需者や消費者への商流拡大と新たな販路の開拓を行うなど、複数の取組を有機的に組み合わせて進めることとしております。

また、本年４月には、石川県、福井県と北陸三県輸出促進協議会を設立し、各県のネットワークやスケールメリットを生かした市場開拓をすることとしており、今年度は、ニューヨークやブラジル等で共同プロモーションを実施する予定です。

さらに、輸出障壁の除去や米国関税への対応など、国レベルの課題につきましては、知事が全国知事会の農林水産物輸出拡大PTリーダーを務める県として、佐藤副知事の力も得て、引き続き国に要望していきたいと思っております。

今後も、本県独自の取組はもとより、国や他県と連携した取組を推進し輸出実績を着実に積み上げてまいりたいと考えております。

澤崎委員 るる、いろいろな対策・方策を進めていくということでございますけれども、ぜひとも下方修正がないようお願い申し上げたいと思っております。

この問い最後に、酒蔵への支援についてお伺いいたします。

今ほど質問いたしました、とやま輸出ジャンプアップ計画の中の重点品目になっているのが日本酒等であります。その計画の目標達成や「寿司といえば、富山」のブランディング確立などには、県産の日本酒が安定供給される必要があり、そのためにも、県独自開発の品種も含めて、県産酒米の安定生産も必要ではないかと考えます。

あわせて、今年度の清酒原料米の調達価格がかつてない高騰となっております。大阪のHOKURIKU+で地酒を一緒に提供している福井県、石川県では既に酒米高騰に対する支援があるとも聞いているところであります。

そこで、酒造好適米、いわゆる酒米ですが、酒の米が高騰している中、酒米が県内で安定生産され、また、県内酒蔵が酒米の十分な量を確保できるように、我が県でも酒蔵への支援が必要と考えますが、新田知事に見解をお伺いいたします。

新田知事 本県における 7 年産の酒造好適米（酒米）の作付は 6 年産と同程度でしたが、全国的には主食用米の高騰を受けて作付面積が減少したことから、県内の酒蔵への影響が懸念されていたところであります。

県内の酒蔵では、今年度の酒米は確保されていると承知しておりますが、本県では酒米を使用する割合が約 8 割であり、全国平均の約 4 割と比べて格段に高いことから、価格高騰による影響は大きいと認識しています。

先日 9 月 4 日、酒造組合の皆様から、本年産は前年比で 7 割以上の価格上昇となり酒蔵にとっては死活問題であること、借入額の増加となり資金調達への不安があることなど厳しい現状とともに、こうした現状の打破に向けて、売れる酒造りに向けた新商品やデザイン開発などに取り組むという前向きな意向もお聞きをしたところであります。

今後の酒米の確保に向けては、国の令和 8 年度予算概算要求において、農林水産省では実需者ニーズに応えるために、生産性向上などの取組への支援として新たに酒米を追加されました。また、国税庁では、酒蔵支援強化について事項要求をしておられまして、県としても、温暖化に対応した高温耐性など収量や品質が安定する品種の開発に向けた研究を進めることにしています。

また、富山の酒は、農林水産物の輸出拡大や「寿司といえば、

富山」のブランディングをはじめ、富山の食文化や観光産業を支える大事なコンテンツです。酒蔵への支援については、各酒蔵の経営状況、また、8年産米の酒米の作付見込みなどを総合的に勘案しながら、適時適切に対応してまいりたいと思います。

澤崎委員 先ほど寺口委員からも、ユネスコの無形文化遺産の話がありましたけれども、当然、日本酒もその伝統の酒造りが、昨年ユネスコの無形文化遺産に指定されたということも含めて、適時適切に、いつが適時適切なのかということは、恐らく、今、9月に要望も上がっておりましたし、7月に小泉農林水産大臣も、主食用米と比べて酒米にも何とかせにゃならんという新聞記事も出ておりましたので、ぜひ知事には適時適切な御対応をお願い申し上げたいと思います。

次は、新しい社会経済システムの構築について5問をお聞きいたします。

まずは、富山県に投資を呼び込み、そして経済の成長を促す方策についてであります。

富山県で開発された新技術や富山県発の新しい研究が投資を呼び込みそれが新産業創出にもつながる、それが富山県独自の東京一極集中是正への一つになるのではないのでしょうか。

おかげさまで、我が県にはそのポテンシャルがあるのであります。県産業技術研究開発センターであります。そこでは、県内企業の技術支援や研究開発、技術情報の提供という下支えのサポーターの役割を担っております。

しかし、自ら研究成果を外にアップすることで県内の新産業創出にもつながると思うのであります。

そこで、先般、同センターの元研究員が富山大学、産業医科大学と連携し、血液中のがん細胞をＡＩで見分けるシステムを開発したとの報道もあったところから、県産業技術研究開発センターにおける独自研究について、その成果の発信も含めて積極的に取り組んでみてはどうか、山室商工労働部長の御所見をお聞きします。

山室商工労働部長 委員御指摘のとおり、県産業技術研究開発センターは県内のものづくり企業を技術的側面からサポートするため、材料開発から製品試作、機能評価まで製品化に必要な研究開発を行える設備を備えておりまして、県共同研究の推進、専門的な技術指導、技術情報の提供、人材育成など幅広い事業を展開しております。

委員から御紹介いただきました当センター元研究員による血液中のがん細胞をＡＩで見分けるシステムの開発は、従来の判別方法に比べまして、所要時間の大幅な削減と判別精度の向上を実現し、効果的な治療につながるものでございます。

この成果は、当センターで培われた研究力や問題解決能力によって生まれたものでありまして、当センターの高い技術力、ポテンシャルを示すものと認識しております。

また、当センターはこれまでの独自研究を通じ県内企業に具体的な成果を提供してまいりました。例えば、アルミと銅など異なる技術を瞬時に接合する技術は、県内の電子部品メーカーの新製品開発につながりました。また、工作機械の振動から工具の寿命を予測する技術、これは県内の自動車部品メーカーの生産性向上に大きく寄与しているところでございます。

こうした成果の発信にも力を注いでおりまして、来る10月30日から開催されるT-M e s s e 2025では専用ブースを設けまして、企業や県民の皆様にも成果を直接御紹介するほか、定期的なニューズレターの発行、企業、団体、中学生向けの施設見学会を継続して実施しております。

県としては、今後も当センターが県内企業の技術支援に全力を注ぐとともに、積極的な情報発信を通じて、新産業の創出と県内ものづくり産業の持続的な発展に貢献してまいりたいと考えております。

澤崎委員 10月30日のT-M e s s e、大変期待もしておりますし楽しみにしております。どういう研究があるのか、また、その研究に食いついてくる企業をしっかりとハンドリングできるように、このT-M e s s eを利用していただければいいなと思っております。

続いて、働く人材の確保育成についてお聞きをしたいと思えます。

現在、商工労働部が所管している技術専門学院は、エッセンシャルワーカーにとどまらず、アドバンスト・エッセンシャルワーカーなど県内企業が求める人材を育成しており、人材育成確保等のニーズの高まりを受け、同学院への期待は高まる一方であります。

しかしながら、募集定員は充足しておらず十分な求人数に応え切れていないのが現状でしょう。その解決には、学院における男女比率や年齢構成、あるいは外国人在校生などの現状をどう分析し、これまでになかった発想で定員確保に向けて対応していくことが必要となってくるでしょう。

そこで、県技術専門学院について、現在の在学生の状況はどのようなものであり、学科も含めて企業ニーズの把握、入学生の確保といった課題にどのように対応していくのか、続いて商工労働部長にお聞きします。

山室商工労働部長 まず、技術専門学院の令和7年度9月現在の在籍状況につきまして、学卒者対象の普通課程における定員充足率は約44%、女性の割合は約12%となっております。また、20歳以下が90%以上を占めるという状況でございます。

また、離転職者対象の短期課程における定員充足率は約47%、女性割合は約51%。40歳以上が65%を占めております。

また、両課程におきまして、外国人の在籍者はいらっしゃらないという状況でございます。

県では、これまでも産業界の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを踏まえまして、同学院の学科の見直しあるいは訓練環境の整備に取り組んでまいりました。昨年度から、順次新学科を開設しておりまして、今後とも企業や求職者のニーズ把握に努め、対応を進めてまいりたいと考えております。

委員から御指摘いただきましたとおり、同学院はエッセンシャルワーカーなど県内企業が切実に求める人材を育成しておりまして、その役割は一層重要性を増していると認識しております。

入校生確保に向けましては、普通課程では高校の進路指導担当教員との連携、また、オープンキャンパスの実施、SNSによる情報発信に加えまして、新たに県政番組を通じた同学院の魅力発信を強化してまいっております。また、短期課程におきましてはハローワークと連携して離転職者への周知に努めてまいります。

さらに、若年者のものづくりへの関心を早くから育むということが極めて重要でございます。来年８月には、本県で初めて開催される若年者ものづくり競技大会や併催のイベントを通じまして、県内の若者にもものづくりの楽しさや奥深さを伝えて将来の職業選択につながるよう機運を高めてまいりたいと考えております。

澤崎委員 どの県でも、こういう技術専門学院があるやに承知をしているわけでありまして、県独自の取組として来年開催されるものづくり大会に期待を込めたいなと思っておりますので、どうかお願いいたします。

続いて、また商工労働部長にお聞きするわけでありますけれども、最低賃金の引上げ等についての本県への影響とその対策等についてお聞きしたいと思います。

帝国データバンクの調べでは、県内企業のうち9.7%、約1,600社が倒産の危機に直面しているとされています。最低賃金は1,062円となり、小規模の経営者からは、「賃金を上げざるを得ないが、毎年のように引き上げられ、為替の影響や人手不足も相まって経営環境はさらに厳しくなっている」と嘆きの声が聞こえ、更には賃金引上げを適切に価格転嫁に反映できるか懸念するのがあります。

一般質問でも尾山議員が質問していましたし、先日も下請法に基づく勧告が、ある大手企業に対して行われていました。対策が強化されるよう、必要に応じて国に対しても要望すべきと思っております。

そこで、最低賃金の引上げ等に伴う価格転嫁、特にB to Bにおける転嫁が適正に行われるよう行政による監視や罰則の強化な

ど対策の強化が必要と考えますが、続いて商工労働部長に見解をお聞きします。

山室商工労働部長 県内の中小企業が、物価高騰や人手不足など厳しい経営環境に直面する中で、無理のない形で持続的な賃上げを実現するためには、生産性の向上の取組と併せまして、適切な価格転嫁を推進するということが不可欠でございます。これを通じて、賃上げの原資を確保していくということが極めて重要でございます。特に、企業の規模にかかわらずサプライチェーン全体における価格転嫁を進めるためには、発注側の企業の理解と協力が極めて重要でございます。

このため、国におきましては、下請法の厳正な執行、下請Gメンによる調査、下請かけ込み寺における相談対応などを通じて取引の適正化に取り組んでおられます。県といたしましても、国への重要要望におきまして、こうした取組の強化を繰り返し求めてきたところでございます。

令和8年度の国の概算要求では、関連予算の増額が盛り込まれて、さらに来年1月には下請法の改正によりまして、規制内容や対象が拡大されるということになっております。

また、中小企業庁は、発注者の自発的な改善を促すため、受注企業へのアンケート調査を実施しておりまして、その結果を基に発注側企業の価格交渉や転嫁状況を点数化して公表しております。

県としてもこの結果を踏まえまして、不適切と判断される県内発注企業に対して、直接ヒアリングを行い是正を促すなど、取引慣行の改善に向けた対応を強化しているというところでございます。

今後とも、国や経済団体等と緊密に連携して、適切な価格転嫁を通じて、中小企業が付加価値を確保して、持続的な賃上げを実現できるよう環境づくりを力強く推進してまいります。

澤崎委員 大変たくさんのお取組をされているというのは理解をしているところでありますけれども、しかしながら、やはり水面下ではなかなか難しく、この取引慣行を変えて行くというのは下請のほうからはなかなか言いづらい環境があるというのは厳然たる事実でありますので、何が適切かというのはまだ見えてはこないのですけれども、やはり罰則の強化なのかな、罰金なのかな、そんなところも思うところであります。

昨日も、魚津市の油本水産という水産加工会社が破産の手続に入ったということで、4億1,000万円余りでありました。まだまだ氷山の一角でしょうから、ぜひ県内の中小企業、そして小規模事業者、そして企業がしっかり生き残れるような体制づくり、基盤づくりを注視していただきたいなと思っております。

次に、富山空港の混合型コンセッションについて伺います。

富山空港は、空路から立山黒部や高山に送り出す要所であり、以前所属していた会派で提案していたのが富山ゲートウェイ構想でありまして、富山ゲートウェイ構想での結節点、ハブの一つがこの空港であります。

また、同じように提案しておりましたのが、関西・九州方面へのビジネス需要からも関西・九州航路の実現を目指したらどうかということも重ねて提案をしてみました。

しかしながら、今回の空港型地方創生の富山モデルをつくるという事業者の提案には期待している一方、現在示されている内容

を見る限りでは、旅客数の目標はコロナ禍前の旅客数にとどまっております、空港から立山や高山への２次交通等の提案も見えてこず不足を感じる点がございます。

そこで、庄司議員も同様の質問をされておりましたし、本日は佐藤委員からも質問ありまして、重複する点はあるかと思いますが、富山空港の混合型コンセッションの優先交渉権者の提案について、掲げられた旅客数目標値や主要観光地との二次交通の改善が示されていないことを踏まえ、この提案をどのように評価しているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事 優先交渉権者となった事業者からは、10年後の旅客数目標値を53万7,000人とする提案がありました。これは、おっしゃるようにコロナ禍前のほぼ同じ水準であります。

この間、富山空港を取り巻く環境は北陸新幹線との競合、また、人口減少、コロナ禍を経たビジネス需要の減少など依然厳しい中でありまして、そんな中で新規路線の開拓を安易には捉えず、現状を十分に分析した堅めの目標値を立ててこられたと私たちは受け止めました。その観点から、今後上振れすることも期待できるのではないかと考えております。

一方、おっしゃるように主要観光地との二次交通の改善について、公募においては具体の提案はなかったのは事実であります。でも、事業者が運営しておられる南紀白浜空港のことを少し勉強してみますと、地元交通事業者との間で包括連携協定を結び、接続性や情報提供に関する課題解決に相互連携で取り組んでおられます。

また、地元バス事業者により、空港と主要観光地である串本や

那智勝浦・新宮方面、あるいは熊野本宮方面へのバスが運行され、観光客のアクセス向上が図られています。これらの経験やノウハウを生かして、富山空港の状況に応じた取組が展開されることを期待しています。

また、提案がありました空港型地方創生を運営コンセプトとする様々な取組がありますが、これまでの富山空港にはない事業者の持つ知見や強みを生かした新しいアプローチだと受け止めております。本県が目指す空港を拠点とした地域活性化につながるものと評価をしています。

本事業の実施に当たっては、官民連携による相乗効果を最大限生み出すことは欠かせないと考えています。県と事業者がパートナーとなり、提案のあった内容はもとより、それぞれの強み・ノウハウを生かした様々な取組を官民の2馬力で展開していきたいと考えています。

澤崎委員 先ほど、田中交通政策局長から、いろいろな水準に達しない場合、また、その改善をお願いしてもなかなか改善されない場合は解除される場合もあるということを契約に盛り込むということでありましたが、ぜひそんなことにならぬように前向きに進めていただければと思います。

この問い最後に、富山地方鉄道の存続、そして廃線問題についてお聞きします。

まず、今回の質問に当たり、令和4年の第1回富山県地域交通戦略会議の議事録をひも解いてみました。

SUMP（Sustainable Urban Mobilty Plans）を提唱されている関西大学教授の宇都宮委員の御発言で、こんなことが書いて

ありました。「交通事業の話をこの先どうするという話でなく、県民のウェルビーイング向上につながる目標の設定があって、そのために事業をどうするのかという議論をすべきである」と発言されておりました。いま一度、思い返したい御発言だなと思っております。

さて、地鉄本線の沿線 1 町 3 市、上市町、滑川市、魚津市、黒部市で行われている調査データによって、今後議論は深まるものと考えていますが、特に魚津市内を走るあいの風とやま鉄道との並行区間は、高架橋で富山地方鉄道とあいの風とやま鉄道が共用していることもあり、分科会には、あいの風とやま鉄道を交えた議論など、県においても積極的かつ具体的なアプローチを検討すべきタイミングであろうかと考えております。

そこで、富山地方鉄道とあいの風とやま鉄道との並行区間については、沿線自治体による調査や議論と並行して、県においても同並行区間の運行主体も含めたあらゆるパターンを想定したシミュレーションを行うべきと考えますが、蔵堀副知事の御所見をお聞きします。

蔵堀副知事 富山地方鉄道の本線につきましては、現在、委員からも御指摘ありましたように鋭意調査が進められております。あいの風とやま鉄道との並行区間の取扱いが論点になると考えております。

並行区間の運行主体も含めたシミュレーションにつきましては、あいの風とやま鉄道の富山地方鉄道への乗り入れなど、両路線の活用が想定されるところでございます。

ただ、今後乗り入れを行います場合には多くの課題があると考え

えております。

まず一つには、2つの鉄道がつながります亘り線、それから信号等の施設整備に多額の費用がかかること。

2つ目には、乗り入れに際し新たに整備する亘り線は、あいの風とやま鉄道の上下線をまたぐことになり、複雑な信号操作が必要になるなど安全面での課題も大きいと思っております。

また、3つ目ですけれども、あいの風とやま鉄道線は貨物列車との運行調整も必要になりますので、両方の鉄道が乗り入れるとなるとダイヤ編成上の制約もございます。

さらに4つ目ですが、あいの風とやま鉄道は運行区間を拡大することになりますので、車両や乗務員の拡充が必要になるなど経営面での影響も大きいと考えております。

したがいまして、現時点ではシミュレーションの検討に当たりまして、解決しておくべき課題が多いと考えております。

こうしたことから、現在3市1町が行っておられます調査結果を十分踏まえ、その上で検討することになると考えております。

澤崎委員 本当、解決すべき課題は山盛りだということは十分存じているところでありまして、冒頭お話しした関西大学の宇都宮先生とは、私も僅かな時間でありましたけれども薫陶を受けた者の一人といたしまして、やはりSUMPという考え方を、せんだっては岡崎委員からは投資と参画、あるいは一つの路線として鉄道路線を考えて、県全体の利便性みたいなものも向上すべきだろうと、ビジョンを持ってやるだろうという御指摘もありました。

私は、もう一度そんなところに立ち返って、バックキャストでもう一度構築を考えていくということも、時間はないかもしれま

せんけれど、これまで実は水面下の事務レベルでは大変いろいろな議論はされてきたやに思っておりますし、今ほど言われたように多くの課題は従前より指摘されているところでありますので、ぜひSUMPという考え方をもう一度考えていただければと思います。

ちょうど、9月15日号の日経グローバルにも宇都宮先生のコラムが出ておりました。まさしく釈迦に説法で、蔵堀副知事にこんなことを言うのはなんですけれども、人が乗らなくなって困っているからでなく、よい地域社会にするために、どうやって公が公共交通に責任を持って行くのかという時代だというコラムが出ておりましたので御紹介させていただきました。

続いて、持続可能な社会の実現と地域の活性化について3問お聞きします。

まずは、新川文化ホールの敷地内で計画している新川こども施設の整備についてであります。

2月議会において、同僚の寺口議員より施設整備において関係者である魚津市や新川文化ホールの指定管理者などとの情報共有や調整の必要性、あるいは新たな駐車場整備についての必要性を問う質問があったと記憶しております。

改めて言うまでもなく、整備において、文化ホールのイベント等を考慮し運営を阻害しない配慮が当然必要であり、県が責任を持って調整役を果たすべきであります。

また、整備後はこども施設の利用者の集中が見込まれる土曜日、日曜日に文化ホールのイベントが重なる場合、駐車場の不足が懸念されることから増設が必要と考えるのであります。ちょうど隣

接地に好適地もあります。ぜひ御紹介したいと思います。

そこで、寺口議員が質問してから半年がたった今、新川こども施設の整備について、整備事業者と新川文化ホールとの調整が円滑に過不足なく行われているのか、整備後の駐車場不足といった課題に対しどのように検討が進み対応していくのか、滑川地方創生局長にお聞きします。

滑川地方創生局長 新川こども施設につきましては、令和9年8月の開業を目指しまして設計など作業を鋭意進めているところでございますけれども、既存の新川文化ホールの敷地内に整備されますことから、例えば、美術展などの工事期間中に新川文化ホールで開催されるイベントがある場合につきましては、その予定に応じて施工計画を調整したり、あるいはイベント時に大きな音の出る作業を避けるなど、工事スケジュールに影響を与えない範囲で配慮と工夫に努めているということでございます。

また、今御指摘ありました駐車場につきまして関係者との協議を進めましたところ、改めてですけれども新川文化ホールの既存駐車場スペース、これは約680台ということであります。こども施設での必要数、これは利用者全員が自家用車で来場したということで最大の数を見込んで120台程度。文化ホールの既存駐車場のおおむね2割弱ということでございます。

一方で、既存の駐車場がこの利用率80%を超える日というのは、実際のところかなり限定的でございます。こういった場合には、仮に駐車場スペースが逼迫する恐れがあるという場合には、例えば、運営スタッフの駐車場所の工夫ですとか、臨時駐車場の活用あるいは事前の告知など運用面で工夫することが可能ではないか

と考えておりまして、現時点では増設が必要な状況にあるとは考えていないということでございます。

なお、県といたしましては、今後こども施設の詳細な運営方針が固まってくれば、さらに具体的な運用面での工夫ができるものではないかと考えております。

建設工事の進捗に併せまして、今ほど申しましたようなイベント時の対応も含めて、こども施設の整備中あるいは整備後を通じて両施設の利用者が快適に利用できるように、引き続き関係者、こども施設の運営を担う特別目的会社、文化ホールの指定管理者、さらには関係部局、魚津市などとも連携を密にしながら配慮に努めてまいりたいと考えております。

澤崎委員 局長ありがとうございます。680台と言われましたけれども、その680台のうちに恐らく、私はちょっと分かりませんが、調整池は入っていないということですね。分かりました。十分に足りると。ただ、やはり願わくは、今の現状で足りるということは、今の施設の状況からのグレードアップというのは図れないということでもあります。同時に県で大きく予算がかかった富山県武道館は、今整備中ということで、あそこの駐車場はもう全然違う台数でありますので、そうしたことも鑑みながら、新川文化ホール、そしてあそこのこども施設も含めた利用を上げるという観点からも、今後もお考えいただければありがたいなと思っております。今後、開店してからの状況を見て行きたいと思っております。

次に、運用が始まった宅地造成及び特定盛土等規制法等についてお聞きします。

令和３年の静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことから、令和５年にこれまでの隙間のあった宅地造成等規制法が抜本的に改正されて、通称、盛土規制法が施行されました。

富山県では、本年５月より県内全域を盛土規制法による規制区域に指定し運用されていますが、既存盛土の安全確保の監視や改善命令なども必要であり、公表されている大規模盛土造成地では、既に安全性の調査が行われていると承知しておりますが、その他の盛土も必要となってくるのでしょうか。

また、この規制の許可・届出が必要となる土地の形質の変更の規模から推察すると、行政手続の遅延が大変懸念されるわけがあります。そんな中、工事の事業期間に影響を与えないよう弾力的な運用も必要ではないでしょうか。

そこで、既存の小規模な盛土造成地や農地、森林における盛土の安全性や盛土規制による影響をどのように捉え、手続の弾力的な運用についてどのように考えているのか、金谷土木部長にお聞きします。

金谷土木部長 御紹介いただきました盛土規制法であります。本県では本年５月、近隣県と調整を図りつつ区域を指定し運用を開始したところでございます。

規制については、例えば、市街地など宅地造成等工事規制区域においては、厚さ３０センチを超え、かつ面積が５００平米を超える盛土を行う場合、許可申請が必要となるというところであります。これまで、例えば、都市計画法の開発許可では１,０００平米以上の造成工事などが、また、建築基準法では、高さ２メートルを超え

る擁壁などが許可の対象とされておりました。

このたびの盛土規制法が施行されましたことで、規制の許可の対象が広がったということになります。手続や必要な工事が増えまして、工事着手まで時間を要するという声は承知しているところでもあります。

このため、県では申請書類のチェックリストやQ & Aを提示するほか、専用フォームなどに寄せられる事前相談に200件以上これまで対応するなど、申請が円滑となるよう努めております。

また、御提案の弾力的な運用を考えるに当たって、まず盛土規制法が制定された趣旨を見てみますと、全国一律の基準で包括的に規制する必要があるとされております。

そして、小規模な盛土に係る弾力的な運用については、盛土の高さや法面保護の工法の緩和が可能とされておりますが、その運用は一部の県に限られておりまして、隣県の石川県や新潟県、岐阜県でも行われていないのが現状でございます。

また、8月末までの県への申請件数は14件でありますので、今後許可の事例を蓄積するとともに、隣県や富山市と情報交換し、課題の把握に努めてまいります。

澤崎委員 始まったばかりでありますので、これから流れを見て行きたいと思っております。

続いて、人口減少化における公共土木施設の維持管理についてお聞きします。

人口減少化社会等へ適応するため、持続可能な行政サービスの在り方を未来志向で検討する会において、県管理の橋梁全ての架け替えには1.3兆円を要するとの試算がなされたことは、県民に

とって公共インフラを自分事として考えるきっかけとなったのではないのでしょうか。

地元の新川土木センターでは、予算のない中でも本当によく対応していただいております。現状の道路、河川の予算推移では、維持管理の占める割合が高くなっており、効率的な維持管理が求められるでしょう。

インフラを群と捉えたマネジメントについて、先般の質問の中で、金谷土木部長より来年度は魚津市との試行を調整中との答弁がありました。まずは、地域の関係者を交えた取組を期待したいと思っております。

そこで、老朽化しているインフラについては、その状況をよく知る事業者や地域の町内会などを巻き込みつつ維持管理すべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか、土木部長にお聞きします。

金谷土木部長 本県のインフラでございますが、御指摘いただきましたとおり急速に老朽化が進んでいる状況がございます。現在のインフラの機能を確保するためには日常の維持管理に加え、長寿命化、それから更新も必要であります。これらの費用の増高は避けられない状況だと考えております。

また、人口減少社会におきまして、インフラの整備や維持管理の担い手である建設業、県や市町村の技術職員も減少しております。効率的、効果的にインフラを整備、維持管理する必要があると考えております。

このため、昨年度から複数の広域のインフラを群と捉えた、御紹介いただきました群のマネジメントということでございます、

取り組む勉強会を市町村と共に開催し、現状や課題の共有、そして意向調査を行ってまいりました。

具体の取組の第一歩としまして、魚津市内の県道と市道の維持管理につきまして、来年度の試行を目指し、現在業務の内容や契約の方法などの調整を進めているところでございます。今後、ほかの市町村ともこの試行の状況を共有しつつ、実施の意向を図ってまいりたいと考えております。

また、町内会など地域の方々も取り組んだということでお話がありました道路や河川の維持管理に参画いただくことは重要だと考えております。現在取り組んでいただいている堤防の草刈りや道路の清掃、緑化、歩道除雪などの活動が、いかに持続可能になるかがポイントだと考えております。

このため、河川では昨年度からラジコン草刈り機械を貸出ししておりますほか、今年度からは地域の声を反映できるよう、活動の継続に向けた課題の提案につきまして意見交換を行っているところであります。

このような活動を通じまして、多くの方々にインフラの将来像を自分のことと捉えてもらうことが大切だと考えておりまして、引き続き地域の方々とも連携して、持続可能なインフラマネジメントが実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

澤崎委員 魚津市で、まずはスモールスタートということだと思っております。

最後に、富山の未来と未来を担う人づくりについて2問お聞きします。

今議会では、令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿とし

ての新時代とやまハイスクール構想についての活発な議論がされましたわけであります。

以前、所属していた会派で３年前に視察したのが岐阜県立飛騨高山高校であります。

この高校は、岐阜県立高山高等学校と県立斐太農林学校が統合して設立された高校としてスタートし、施設は新設されずに山田キャンパスと岡本キャンパスに機能分担をして飛騨高山高校としているのであります。

同様にとは行かないと思いますが、今回の高校再編においては、富山県のコンパクトさを生かして、また公共交通の路線も考慮に入れながらサテライトや別キャンパスという機能分担を考えるのはどうでしょうか。特に、実践ハイスクールなどとは組み合わせがいいのではないかと思います。

そこで、中規模校の設置において、本校舎とは別とするサテライト方式やキャンパスとして既存の校舎や施設を有効活用してはどうでしょうか、廣島教育長の所見をお聞きします。

廣島教育長 委員から御紹介のありました複数の校舎をキャンパスとして、機能を分散する形で学校運営する、いわゆるサテライト方式というものですけれども、全国的に幾つかありまして、御紹介の岐阜県立飛騨高山高校は、普通科、商業科、生活産業科があるキャンパスと、農業科系の学科が集まったキャンパスが比較的近接した距離で、授業や学校行事はキャンパスごとに、部活動は一体的に行われているということでございます。

これまで、私どものこの新時代ハイスクール構想の中では、このサテライト校というものの具体的な検討は行ってこなかった状

況にございますが、サテライト方式につきましては、一体的な教育活動や学校運営の面で課題があるとされる一方で、例えば、地域特有の教育を実践し、地元の自治体と連携しながら地域の活性化に取り組むこと、また、その実習施設などを有効活用すること、こうした場合に有効な場合があると考えられるところでございます。

委員御提案のこの実践ハイスクールをはじめまして、中規模校の機能分担などについては、構想の基本目標でございます新時代に適応し、未来を拓く人材の育成ということに向けまして、こどもまんなかの視点から、メリット、デメリットを整理して丁寧に検討していきたいと考えております。

澤崎委員 私のイメージは、大学は、例えば1、2年は何か教養キャンパスがあったり、そして3年4年になると専門の分野でまた本校に集まるとか、いろいろな勉強の仕方があるのだろうと思っております。

飛騨高山なんてめちゃくちゃ広いところありますので、そういうことができたのだろうと思いますけれども、県独自のいろいろな既存の高校というのは、やはり効率的に配置されたものだとして認識しておりますので、そういったものの配置をいま一度機能的にどうやって結びつけていくのかということ、時間がありませんけれども御検討をお願いしたいと思っております。

多事争論でございまして、多くの意見が出ますからそれをどうやって収れんして行くのかということが、大変でしょうけれども、ぜひ多事争論にならないようによろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問となりました。新たな総合計画の素案についてであります。

今回、策定する総合計画は県政運営の指針であり、県づくりの基本的な方向性を総合的、そして体系的にまとめた最上位の計画と位置づけがされています。

基本理念は、言うまでもなく「幸せ人口1,000万～ウェルビーイング先進地域、富山～」であります。

2021年には、本県の成長戦略のビジョンとしてこれを打ち出しましたが、当時はまだまだウェルビーイングという理解の醸成が県民に伝わっていなかったことは県民世論調査からも見ても取れました。

しかしながら、直近の同様の調査によると県民のウェルビーイングの認識度は着実に向上しており、また、県職員においてもウェルビーイング指標を活用し、施策設計図を作成するなど、当局において様々な角度から、ウェルビーイングとはを思考してきた集大成のタイミングが今であろうかと思います。

そこで、新総合計画において、基本理念に掲げるウェルビーイングという概念をいま一度整理し、日本人に分かりやすく、そして腑に落ちるように示すべきと考えますが、川津知事政策局長の所見をお聞きします。

川津知事政策局長 委員御指摘のとおり、ウェルビーイングの普及を図るためには、県民に分かりやすく示していくことが大変重要であると考えております。

普及のためには様々な試みがされておりますが、今ほども日本人的なのということでいろいろ見てみますと一例を申し上げますと、

ウェルビーイング戦略のプロジェクトチームの委員でウェルビーイング研究の第一人者である石川善樹先生によりますと、日本語の「幸せ」の語源は、お互いに何をやり合うかという意味の「為合わす（いあわす）」、こちらのほうが日本語の幸せの語源でありまして、こちらの日本人的なウェルビーイングは人間関係の中から立ち現れるものだと述べられております。

また、京都大学の内田由紀子教授によれば、欧米では個人の感情経験が幸福感に影響するのに対しまして、東洋におきましては社会的な要因、社会とのつながりが幸福感に影響するとされております。こうした考えは、仏教における「自利利他」、すなわち自分の利益である自利と他人の利益、利他を両立させ、共に豊かな幸福を目指すという精神にも通じると考えております。

このように、ウェルビーイングや幸せの考え方は様々な言葉で表現されておりますので、より多くの方が腑に落ちるように、今ほど御紹介した言葉の由来なども含め、工夫して伝えて行きたいと考えております。

また、総合計画におきましても、分かりやすく記載しましてウェルビーイングの普及に努めていきたいと考えております。

澤崎委員 とってもよく腑に落ちました。仕合わす、仕事の「仕」に、合算するの「合わす」、そして社会とのつながり、そして自利利他の考え方、そして逆に言えば今は横のつながりだったと思いますけれども、縦のつながりとして、祖先がいて、今私がいて、そして孫がいるという縦のラインも、恐らく局長の頭の中にはあるんだろうと思っております。

私もウェルビーイング人形みたいなものを作ったり一生懸命努

力したんですけれども、なかなかやはり伝わりにくい部分があって、今回のこの総合計画の中で明示をしていただければ、一番県職員の方が本気になって、ウェルビーイングとは何ぞやということと向き合ったこの４年間だと思っておりますので、ぜひ成果を総合計画に反映していただくように、局長にはよろしくお願い申し上げます。

山崎副委員長 澤崎委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午後 2 時54分休憩